三　（略）

四　小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等　当該届出に係る操業期間の経過後一月以内

五　（略）

3　（略）

（停泊命令及び検査）

第二十三条　農林水産大臣は、第三条第一項の規定に違反して特定大臣許可漁業を営んだ者又は第六条第二項、第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十六条第一項、第十六条の二、第十七条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条、第二十五条若しくは第二十六条の規定、第七条第一項の規定に基づく制限若しくは条件若しくは第十条第一項の規定に基づく命令に違反した者に対し、停泊港及び停泊期間を指定してその者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2～4　（略）

（漁具の制限）

第二十六条　（略）

2　（略）

（削る）

3　（略）

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第十八条の三の規定に違反した者

三～五　（略）

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項、第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十六条第一項又は第二十条の規定に違反した者

二　第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第一の一（第三条第一項本文及び第二項関係）

特定大臣許可漁業の種類	規制海域	期間
（略）	（略）	（略）
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）	（略）

三　（略）

四　かじき等流し網漁業、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等　当該届出に係る操業期間の経過後一月以内

五　（略）

3　（略）

（停泊命令及び検査）

第二十三条　農林水産大臣は、第三条第一項の規定に違反して特定大臣許可漁業を営んだ者又は第六条第二項、第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十六条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条の二、第十七条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十五条若しくは第二十六条の規定、第七条第一項の規定に基づく制限若しくは条件若しくは第十条第一項の規定に基づく命令に違反した者に対し、停泊港及び停泊期間を指定してその者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2～4　（略）

（漁具の制限）

第二十六条　（略）

2　（略）

3　東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者は、当該漁業を営むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が当該漁業に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようにしなければならない。

4　（略）

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

（新設）

二～四　（略）

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項、第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十六条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二　第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第一（第三条関係）

特定大臣許可漁業の種類	規制海域	期間
（略）	（略）	（略）
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）	（略）